

産業廃棄物処理業優良化推進委員会報告書（案）の概要

1. 優良性評価基準項目

(1) 行政指導について

排出事業者から優良業者が適切に選定される状況を推進する観点から、判断基準を見直す必要があるとして、繰り返し改善指示文書を受けているなどの行政指導を受けている場合には、優良性評価基準不適合とすることができないか、検討を行ったところ、排出事業者の委員からは「遵法性の基準見直しではなく、適合事業者から個別に排出事業者へ情報開示することで十分」という意見があり、行政の委員からは「自治体間で行政指導運用のばらつき、不公平性、公文書公開の問題」等の面で、実施が困難との意見があった。

そもそも、違法業者に対しては、度重なる行政指導を行うのではなく、行政は積極的に行政処分を行うことにより対応することが必要である。従って、引き続き、行政処分の迅速な発出を徹底することにより、真の優良な業者を育成することとするべきである。

(2) 情報公開期間について

情報公開期間は、申請の際に直前5年以上であることとしているが、6ヶ月以上と変更する。ただし、半期決算を含む財務諸表を1回以上更新していることが必要とする。

また、5年間分の情報の公開を行う能力があることを示すため、5年分の「処理の実績」「処理施設の維持管理に関する記録」「財務諸表」を適合確認申請時に、自治体へ提出することとする。

(3) 電子マニフェストについて

電子マニフェストシステムへの加入を、基準項目へ追加する。

2. 適合確認を証する書類

本制度の目的は、自ら各評価基準の達成に積極的に取り組んだ処理業者を明らかにし、その中から排出事業者が自らの責任において、適切な処理業者を選択することで適正処理を推進し、優良な処理業者の育成となることであるが、自治体による許可更新等に適合確認が行われても、例えば産業廃棄物収集運搬業許可証には、許可の申請がされた日における規則第9条の2第3

項に掲げる基準への適合している旨記述されるだけであり、排出事業者等にとって優良品評価制度の基準に適合していることが分かりにくい。

このため、許可証において、「許可の申請がされた日における規則第9条の2第3項に掲げる基準への適合性」の下に、「遵法性、情報公開性、環境保全への取組の各基準に適合」と明記する。